

イエスカードローン（定額返済方式） （㈱オリエントコーポレーション保証付）

（平成29年1月4日現在）

商 品 名	イエスカードローン（定額返済方式）（㈱オリエントコーポレーション保証付）
ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たす方。 ・申込時年齢満20歳以上65歳未満の方で、当庫に普通預金口座をお持ちの方。 ・安定継続した収入がある方。 ・㈱オリエントコーポレーションの保証が得られる方。 ・富山県内に居住または勤務されている方で、常に連絡のとれる方。 ・個人信用情報に、事故情報などの登録がない方。
お 使 い み ち	健全で文化的な生活を営むために必要な資金（消費性資金）であり、事業資金・投機的資金・旧債返済資金等は除かれます。
ご 融 資 限 度 額	10万円・20万円・30万円・40万円・50万円の5種類
ご 融 資 期 間	3年（ご契約期限前に再審査させていただき、自動更新となります。）
ご 融 資 方 法	イエスカードローンのカードによるCD・ATMのご利用融資となります。
ご 融 資 利 率	当庫所定の次の利率となります。 ※金融情勢の変化などで金利を変更する場合があります。 年13.50%（保証料含む）
ご 返 済 方 法	毎月元金定額返済方式となります。 毎月のご返済額 10,000円 ※ご返済は毎月10日（休日の場合は翌営業日）となります。 ※お利息は貸越残高に毎月加算されます。（毎日の最終残高にて、付利単位を100円・1年365日とする日割計算）
保証会社・保証人	・保証会社 … ㈱オリエントコーポレーション ・保証人 … 不要です。
手 数 料	カード発行手数料は無料です。（再発行等の手数料については別紙「融資に関する手数料一覧表」を「ご覧下さい。」
ご提出していただくもの	○ご本人確認資料 ・運転免許証、健康保険証、パスポートのいずれか1通 ※健康保険証など顔写真のない本人確認書類の場合は、その他の本人確認書類なども必要となります。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」（9時～17時、電話：0120-964-522）にお申し出ください。 紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記「ご意見・ご要望受付窓口」または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3571-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望受付窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
そ の 他	・お申込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・イエスカードは、当庫および他の信用金庫・銀行等提携金融機関のCD（現金自動支払機）・ATM（現金自動預入支払機）でご利用いただけます。 ・現在のご融資利率やご返済の試算、ご用意いただく書類、その他の条件につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。

融 (5) - 4 - 1